

C2-2026-法律

専門（記述式）試験問題

注 意 事 項

1. 問題は憲法、行政法、民法、国際法、公共政策の**5科目（18 ページ）**あります。このうち**任意の2科目**を選んで解答してください。
2. 解答時間は**3時間**です。
3. 答案用紙の記入について
 - (ア) 答案は濃くはっきり書き、書き損じた場合は、解答の内容がはっきり分かるように訂正してください。
 - (イ) 問題**1題に1枚**（両面）を使用してください。
 - (ウ) 表側の各欄にそれぞれ必要事項を記入してください。
問題番号欄には、解答した問題の別（**憲法、行政法、民法、国際法、公共政策A又は公共政策B**）を記入してください。
 - (エ) 試験の公正を害するおそれがありますので、答案用紙の切取線より下の部分に氏名その他解答と関係のない事項を記載しないでください。
4. この問題集は、本試験種目終了後に持ち帰りができます。
5. 本試験種目の途中で退室する場合は、退室時の問題集の持ち帰りはできませんが、希望する方には後ほど渡します。別途試験官の指示に従ってください。なお、試験時間中に、この問題集を切り取ったり、転記したりしないでください。
6. 下欄に受験番号等を記入してください。

第1次試験地	試験の区分	受験番号	氏 名
	法 律		

指示があるまで中を開いてはいけません。

途中で退室する場合……………本試験種目終了後の問題集の持ち帰りを 希望しない

憲法

次の架空の事例について、以下の設問(1)及び(2)に答えなさい。

[事例]

平成 29 年に制定された住宅宿泊事業法は、国内外からの観光客の増加を背景に、旅館業法に規定する営業者以外の者が年間 180 日以内に限って宿泊料を受けて住宅に人を宿泊させる事業を、民泊として制度化した。これにより、旅館業法に基づく営業許可を受けずとも、原則として一定の消防用設備等の設置等を行うことで、都道府県知事等への届出により民泊の営業ができるようになるとともに、住居専用地域（都市計画法に基づき住環境を守るために指定された地域であり、当該地域内では宿泊施設などを含めた商業施設の建設・営業が原則として制限される。）での営業も可能となった。

民泊は、大手の民泊仲介サイトの登場により、国内外から簡単に予約できる比較的安価な宿泊施設として旅行者やビジネス客の支持を得たが、同時に、種々の問題も指摘されるようになった。

民泊問題に関心のある超党派の国会議員が調査したところ、主な問題として、次の事実が確認された。

事実 1

違法民泊（闇民泊）の存在。旅館業法上の許可、住宅宿泊事業法上の届出のいずれの手続もとることなく、行政の監督を受けずに無断で実施している民泊サービスが実態として多数存在する。違法民泊は、違法な目的で利用される事例も確認されるほか、利用者にとって衛生上、安全上の危険がある。

事実 2

周辺住民とのトラブル。違法民泊はもとより、合法的な民泊においても、騒音、ゴミ出しへの苦情を中心に、周辺住民とのトラブルが数多く発生しており、それには、住民の平穏な生活に深刻な影響を与える事例も含まれている。これらは、住居専用地域内での民泊において顕著である。

これらの問題に対処するために、超党派の国会議員は勉強会を立ち上げ、次のような制度改正骨子案（以下「骨子案」という。）を作成した。

骨子案 1

違法民泊については、刑罰を厳格化するとともに、徹底してこれを取り締まる。

骨子案 2

良好な住環境を維持・回復するため、住居専用地域内においては民泊の営業を禁止する。既に認定されている事業者については、制度改正後 5 年に限り、従前の条件で営業できるものとする。

骨子案 3

住居専用地域外における民泊については、届出制から許可制に切り替えるとともに、騒音やゴミ出し等による周辺住民とのトラブルに適切に対処できない等の事態に対して点数制度を採用し、

違反点が一定程度累積した事業者については、都道府県知事等が営業停止命令や許可の取消しを行うこととする。

- (1) 住居専用地域外において新たに民泊を経営しようと考えている A は、以下のような理由で、周辺住民とのトラブル防止に当たって自身がコントロールできることには限界があると考えていることから、骨子案 3 に反対である。

- ・民泊利用者は、基本的に仲介業者を経由して宿泊の契約を締結するため、民泊事業者が事前に民泊利用者を審査するようなことは現実的ではない。
- ・周辺住民についても、民泊事業者は民泊施設の周辺にどのような住民が居住するかをコントロールすることはできない。

A の意見を踏まえて、骨子案 3 に含まれる憲法上の問題について論じなさい。なお、その際には、必要に応じて、参考とすべき判例や自己の見解と異なる立場に言及すること。

- (2) 住居専用地域内において自宅を活用して民泊を営んでいる B は、民泊としての付加価値を高めるために相当程度の資金を使って当該自宅を改装した。しかし、骨子案 2 では、5 年後には住居専用地域内における民泊営業ができなくなるため、投下した資金を回収できず、著しい経済的損失を被る。このため B は、自宅改装費用を補償してほしいと考えている。なお、骨子案 2 にはこれを補償する項目がない。

B の考えを踏まえて、骨子案 2 に含まれる憲法上の問題について論じなさい。なお、その際には、必要に応じて、参考とすべき判例や自己の見解と異なる立場に言及すること。

(参考)

○ 憲法

第 22 条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

第 29 条 財産権は、これを侵してはならない。

2 財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。

3 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。

次の事例について、以下の設問(1)、(2)及び(3)に答えなさい。

[事例]

株式会社Aは、B県内に所有するC山の一部を開発区域（以下「本件開発区域」という。）として、大規模太陽光発電所（いわゆるメガソーラー）を建設するため、B県知事に対し、森林法（以下「法」という。）第10条の2に基づき、開発行為（以下「本件開発行為」という。）の許可を申請した（以下「本件申請」という。）。これに対し、本件開発区域に隣接する下流の区域に居住する住民Dらで組織するE自治会は、森林の伐採により水害防止機能が失われ、Dらが被害を受けるおそれがあるとして、激しい反対運動を展開した。また、本件開発区域から20km離れているがC山を眺望できる場所に居住しているFは、本件開発行為によってC山の美しい景観が損なわれるとして、「C山の景観を守る会」を結成し、反対運動を展開した。

B県の担当課において本件申請を審査したところ、本件申請は、法第10条の2に基づく開発許可の基準としてB県知事が定めた「B県林地開発許可審査基準」（以下「本件審査基準」という。）に適合していることが確認された。他方、「B県森林における開発行為の許可に係る指導要綱」（以下「本件要綱」という。）第2条にいう「周辺自治会」に該当するE自治会は、本件要綱第6条第2項に基づき、Aに対し、本件開発行為に絶対反対する旨の意見書を提出するとともに、これをB県にも送付した。B県知事はAに対し、本件要綱第3条及び第6条第2項に基づき、本件開発行為につきE自治会の同意を得るように指導し、AもE自治会の説得を試みたが、E自治会の同意は得られなかった。

B県知事が本件申請を不許可とした場合、本件申請を許可した場合のいずれについても、関係者から取消訴訟が提起されることが予想されるため、B県の担当課の職員Gは、顧問弁護士Hに相談した。以下は、そのやり取りの記録である。

G：E自治会の同意が得られていないことを理由として、本件申請を不許可とすることはできませんか。

H：①E自治会の同意が得られていないことのみを理由とする不許可は、違法とされる可能性が高いと思われます。

G：実は、E自治会がAに提出した意見書の中で、本件申請において水害防止のために設置が予定されている調整池（以下「本件調整池」という。）の計画容量が不足しており、30年に1度の大雨によって水害が発生するおそれがある旨の専門家の意見が示されました。本件調整池の計画容量は、15年前に複数の専門家による検討を踏まえて作成された本件審査基準には適合しています。しかし、B県の担当課において、E自治会からの意見書も踏まえ、専門家による委員会を設置し、改めて本件申請について検討した結果、近年の気候変動を踏まえると、本件調整池については計画容量

を本件申請よりも10%程度増やすべきであるとの判断に至り、Aに対し、その旨の指導を行いました。しかし、Aは、技術的にも財政的にも、指導に応じることは困難であるとしています。

H：②本件調整池の計画容量が不足しているという理由でしたら、不許可が適法とされる可能性が高いと思われます。私の方で法律構成を検討します。

G：お願いします。他方、③本件申請を許可した場合、D及びFから取消訴訟が提起されることが予想されるのですが、D及びFに原告適格は認められるのでしょうか。

H：重要な点ですので、私の方で検討します。

(1) 下線部①に関して、B県知事が、E自治会の同意が得られていないことのみを理由として本件申請を不許可とした場合、当該不許可処分は適法か。本件要綱の法的性質を明らかにしつつ、法の規定に即して検討しなさい。

(2) 下線部②に関して、B県知事が、本件調整池の計画容量が水害防止のために不十分であることを理由として本件申請を不許可とした場合、当該不許可処分は適法か。本件審査基準の法的性質を明らかにしつつ、法の規定に即して検討しなさい。

(3) 下線部③に関して、B県知事が本件申請を許可した場合、D及びFには、それぞれ、当該許可処分の取消訴訟の原告適格が認められるか検討しなさい。

(参考)

○ 森林法

(この法律の目的)

第1条 この法律は、森林計画、保安林その他の森林に関する基本的事項を定めて、森林の保続培養と森林生産力の増進とを図り、もつて国土の保全と国民経済の発展とに資することを目的とする。

(開発行為の許可)

第10条の2 地域森林計画の対象となつてゐる民有林(中略)において開発行為(土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為(中略)をいう。以下同じ。)をしようとする者は、農林水産省令で定める手続に従い、都道府県知事の許可を受けなければならない。(以下略)

2 都道府県知事は、前項の許可の申請があつた場合において、次の各号のいずれにも該当しないと認めるときは、これを許可しなければならない。

一 (略)

一の二 当該開発行為をする森林の現に有する水害の防止の機能からみて、当該開発行為により当該機能に依存する地域における水害を発生させるおそれがあること。

二 (略)

三 当該開発行為をする森林の現に有する環境の保全の機能からみて、当該開発行為により当該森林の周辺の地域における環境を著しく悪化させるおそれがあること。

3 前項各号の規定の適用につき同項各号に規定する森林の機能を判断するに当たっては、森林の保続培養及び森林生産力の増進に留意しなければならない。

4～6 (略)

○ B 県森林における開発行為の許可に係る指導要綱

(目的)

第1条 この要綱は、森林における開発行為の許可を受けようとする者（以下「許可申請者」という。）が、当該森林の周辺自治会に対し当該開発行為の周知を図るための手続を定めることにより、森林における開発行為を円滑に進めるとともに、その周辺地域における生活環境の保全を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、「周辺自治会」とは、開発区域の全部若しくは一部の区域又は開発区域に隣接する下流の区域で、過去の災害状況、その地形等から当該開発行為により影響を受けるおそれがあると知事が認めるものをその区域に含む自治会をいう。

(許可申請者の責務)

第3条 許可申請者は、当該開発区域に係る県の施策に協力するとともに、開発行為の周辺地域における生活環境の保全に十分配慮し、周辺自治会の理解を得るよう努めなければならない。

(周辺自治会への開発行為の計画の周知等)

第6条 許可申請者は、周辺自治会に対し当該開発行為の内容及び当該開発行為により生ずる周辺地域の生活環境への影響について周知を図るものとする。

2 前項の場合において、許可申請者は、意見書を当該周辺自治会から徴するよう努めるとともに、当該開発行為について周辺自治会との調整を図るものとする。

次の設問(1)及び(2)に答えなさい。いずれの設問においても、利息及び遅延損害金は考慮に入れないものとする。

- (1) Aは、令和元年6月1日、知人で不動産に係る事業を営むBに対し、Aの代理人としてAが所有する甲建物を賃貸することを委託した。Bは、同月17日、Cとの間で、Aの代理人として、甲建物を10年の期間でCに賃貸する旨の契約（以下「契約①」という。）を締結した。同日、Cが契約①に基づきAから甲建物の引渡しを受けた。契約①の内容は、Aにとって申し分ないものであった。また、Bは、契約①の締結から甲建物の引渡しに至るまで、Aに対して丁寧かつ適切に対応した。そのような経緯があって、Aは、Bを有能な不動産業者として厚く信頼するようになり、甲建物の管理業務の一切をBに委ねた。

Bは、令和3年4月1日、甲建物の管理業務に必要であると称して、Aから実印及び印鑑証明書の交付を受け、登記識別情報を聞き出した。また、Aは、Bから求められるままに、内容を十分確認することなく、いくつかの書類に署名し実印を押印した。その書類の一つは、AがBに甲建物を売る旨の契約書であった。さらに、Bは、甲建物についてAからBへの所有権移転登記に関する登記申請書を作成し、Aから交付を受けていたAの実印をAの面前でその登記申請書に押印した。Aは、甲建物の管理業務に必要な手続を進めていると信じて、Bが押印するところを黙って見ていた。Bは、これらを利用し、同月8日、甲建物についてAからBへの所有権移転登記（以下「登記①」という。）を備えた。

Bは、令和8年3月1日、Dとの間で、Bが甲建物をDに売る旨の契約（以下「契約②」という。）を締結した。Dは、同月9日、甲建物についてBからDへの所有権移転登記（以下「登記②」という。）を備えた。契約②の当時、Dは、登記①が不実である事情を知らなかった。また、Dは、契約②の締結に先立ち、登記①を確認した上で、甲建物の現況を確認した。このとき、Cが一時的に海外に転居していたことから、Bは、甲建物には賃借人がいないようにみせかけた。Dは、同月15日、Cが賃借権に基づき甲建物を占有していることを知った。

以上の事実を前提として、次の問1及び問2に答えなさい。

問1 Aは、令和8年3月20日、Dに対し、所有権に基づいて、登記②の抹消登記手続を請求した（以下「請求1」という。）。請求1が認められるかどうかについて論じなさい。

問2 Dは、令和8年4月1日、Cに対し、所有権に基づいて、甲建物の明渡しを請求した（以下「請求2」という。）。請求1が認められないとした場合、請求2が認められるかどうかについて、想定されるCの反論を踏まえて論じなさい。

(2) E は、令和元年 5 月 1 日、飲食店を営む F との間で、E が所有する店舗用建物である乙建物を 10 年の期間で F に賃貸する旨の契約（以下「契約③」という。）を締結した。契約③では、賃料は毎月末に月額 100 万円を支払う旨が合意された。同日、F が契約③に基づき E から乙建物の引渡しを受けた。

E は、令和 7 年 1 月 10 日、F との間で、金銭消費貸借契約（以下「契約④」という。）を締結して、F から 300 万円を借り入れた。契約④では、返還の時期が同年 2 月 10 日と定められた。

E は、令和 7 年 1 月 15 日、G との間で、契約③に基づく令和 7 年 2 月分から 8 月分までの賃料債権を G に譲渡する旨の契約（以下「契約⑤」という。）を締結した。E は、内容証明郵便によって、契約⑤による債権譲渡をした旨を F に通知した。その通知は、同年 1 月 16 日に F に到達した。

E は、令和 7 年 5 月 10 日、H との間で、E が乙建物を H に売る旨の契約（以下「契約⑥」という。）を締結し、乙建物の所有権が契約⑥に基づき E から H へと移転した。H は、同月 15 日、乙建物について E から H への所有権移転登記を備えた。

以上の事実を前提として、次の問 3 及び問 4 に答えなさい。

問 3 G は、令和 7 年 5 月 20 日、F に対し、令和 7 年 2 月分から 4 月分までの未払賃料 300 万円の支払を請求した（以下「請求 3」という。）。請求 3 を受けた F は、契約④に基づく 300 万円の貸金債権による相殺をもって G に対抗することができるかどうかについて論じなさい。

問 4 H は、令和 7 年 7 月 1 日、F に対し、令和 7 年 6 月分の賃料 100 万円の支払を請求した（以下「請求 4」という。）。請求 4 が認められるかどうかについて、想定される F の反論を踏まえて論じなさい。

国際法

次の架空の事例について、以下の設問(1)、(2)及び(3)に答えなさい。

[事例]

A国、B国、C国及びD国は国際刑事裁判所に関するローマ規程（以下「ローマ規程」という。）当事国、X国はローマ規程非当事国である。また、これらの国はいずれも外交関係に関するウィーン条約当事国でもある。

A国とX国との間で生じた武力紛争においてX国軍隊により戦争犯罪がなされているとの批判が国際的に高まり、A国及びB国が国際刑事裁判所（ICC）に事態の付託を行った。ICC 検察官は捜査の開始を決定し、捜査により得られた情報に基づいてX国の首相Pに対して戦争犯罪の嫌疑で逮捕状を請求し、予審裁判部は、当該行為がA国内でなされたとみられる（ローマ規程第12条第2項）と述べ、逮捕状を発付した。これに対し、X国政府は、「我が国はローマ規程に拘束されないため、本件逮捕状発付は国際法に反する。」との声明を発した。

逮捕状発付後、Pは国際会議出席のためにC国を訪問した。ICCはC国に対しPの逮捕とICCへの引渡しを要求した（ローマ規程第89条第1項）が、C国政府は、ローマ規程第98条第1項を援用してPの逮捕と引渡しとを拒否した。Pは国際会議終了後、X国に帰国した。

翌月、Pは別の国際会議出席のためにD国を訪問した。ICCの同旨の要求に対し、D国首相QはC国政府と同様の主張をして拒否したが、ICCからの協力請求を受けてD国国内法に基づきD国国内裁判所で審査がなされたところ、同裁判所はPをICCに引き渡すべきとの決定を行った。D国政府は、「司法権の独立を尊重する民主主義国家である我が国の政府としては、裁判所の決定に従うほかない。」との声明を発し、Pの出国を禁じた。

X国政府は、これを受け、X国駐^{ちゅうさつ} 筈D国大使Rにつき、大使公邸からの外出を禁じる措置を執った。同時に、「D国がPをICCに引き渡さないことを確約し、Pの出国禁止を解除するならば、Rに対する外出禁止の対抗措置を直ちに解除する。」との声明を発した。

- (1) 「本件逮捕状発付は国際法に反する。」とのX国の主張は国際法上適切か論じなさい。
- (2) C国によるPの逮捕及びICCへの引渡しの拒否はローマ規程上合法か論じなさい。
- (3) X国によるRの外出禁止措置は国際法上合法か論じなさい。

(参考)

○ 国際刑事裁判所に関するローマ規程

第1条 (裁判所)

この規程により国際刑事裁判所（以下「裁判所」という。）を設立する。（以下略）

第12条 (管轄権を行使する前提条件)

1 (略)

2 裁判所は、(中略) 次の(a)又は(b)に掲げる国の一又は二以上がこの規程の締約国である (中略) ときは、その管轄権を行使することができる。

(a) 領域内において問題となる行為が発生した国又は犯罪が船舶内若しくは航空機内で行われた場合の当該船舶若しくは航空機の登録国

(b) 犯罪の被疑者の国籍国

3 (略)

第27条 (公的資格の無関係)

1 この規程は、公的資格に基づくいかなる区別もなく、すべての者についてひとしく適用する。特に、元首、政府の長、政府若しくは議会の一員、選出された代表又は政府職員としての公的資格は、いかなる場合にも個人をこの規程に基づく刑事責任から免れさせるものではなく、また、それ自体が減刑のための理由を構成するものでもない。

2 個人の公的資格に伴う免除又は特別な手続上の規則は、国内法又は国際法のいずれに基づくかを問わず、裁判所が当該個人について管轄権を行使することを妨げない。

第89条 (裁判所への人の引渡し)

1 裁判所は、ある者の逮捕及び引渡しの請求を (中略) 当該者がその領域に所在するとみられる国に対して送付することができるものとし、当該者の逮捕及び引渡しにおいて当該国の協力を求める。締約国は、この部の規定及び自国の国内法の手続に従って逮捕及び引渡しの請求に応ずる。

2～4 (略)

第98条 (免除の放棄及び引渡しへの同意に関する協力)

1 裁判所は、被請求国に対して第三国の人又は財産に係る国家の又は外交上の免除に関する国際法に基づく義務に違反する行動を求めることとなり得る引渡し又は援助についての請求を行うことができない。ただし、裁判所が免除の放棄について当該第三国の協力をあらかじめ得ることができる場合は、この限りでない。

2 (略)

○ 外交関係に関するウィーン条約

第29条 外交官の身体は、不可侵とする。外交官は、いかなる方法によつても抑留し又は拘禁することができない。接受国は、相応な敬意をもつて外交官を待遇し、かつ、外交官の身体、自由又は尊厳に対するいかなる侵害をも防止するためすべての適当な措置を執らなければならない。

公共政策

公共政策A、公共政策Bのうち、いずれか一方を選んで解答しなさい。なお、問題番号欄には、公共政策A、公共政策Bの別を明記すること。

公共政策A

以下の設問は、現代社会における公共政策の立案を考える上で、AI（人工知能：Artificial Intelligence）利用の可能性とそれに付随する課題について検討するものである。参考情報を参照しつつ、それぞれの設問に答えなさい。

- (1) 参考情報1から、個人における生成AI利用に関する状況について、また、参考情報2から、企業における生成AIの活用方針策定状況について、日本について確認できる事実を、国際比較を踏まえて、それぞれ二つ指摘しなさい。

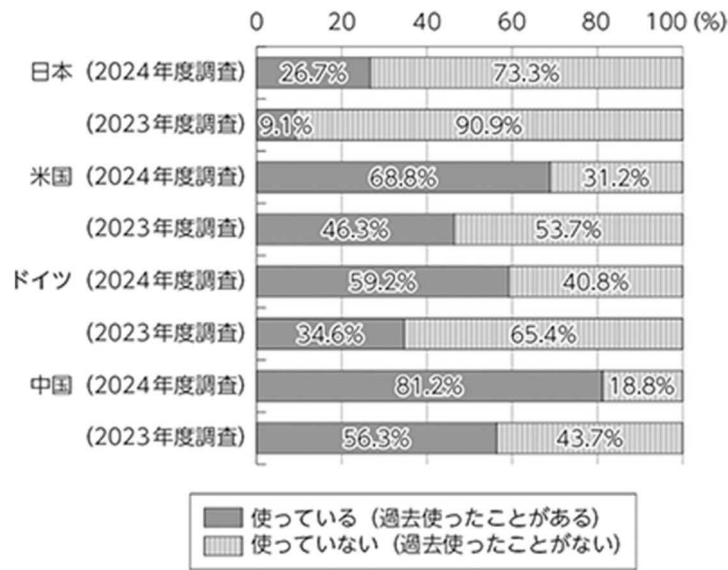
(注)生成AIとは、文章、画像、プログラム等を生成できるAIモデルに基づくAIのことを指す。

- (2) 公共政策論における政策決定の在り方を説明する代表的な考え方として、「合理的意思決定モデル」と「インクリメンタリズム（増分主義）」を挙げることができる。これらの考え方の違いについて説明しなさい。

- (3) 日本のAIリスク対応に関する政府の検討状況を整理した参考情報3を基に、以下の設問に答えなさい。

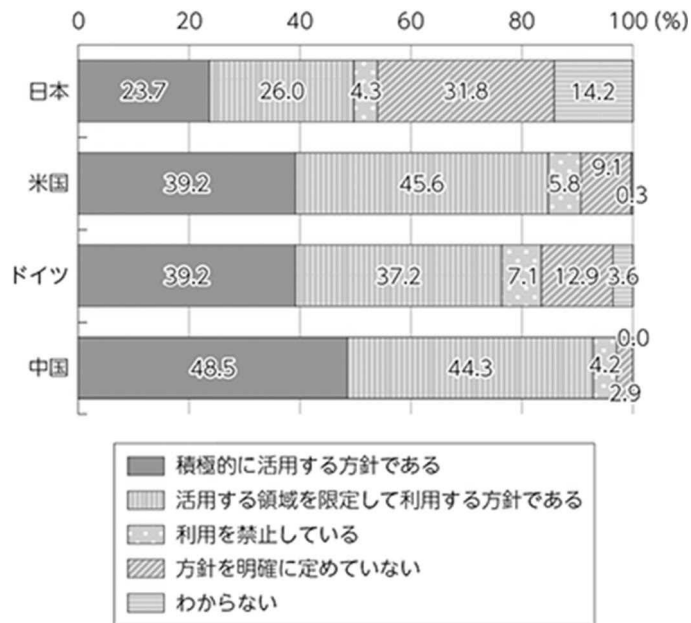
- ① 参考情報4は、日本におけるAIに関する個人のリスク認識を示している。情報漏洩、フェイク、差別の助長、情報の正確性、画一化などへの高い懸念が示されているが、こうした社会環境状況が政策形成においてどのような制約となるのかを説明しなさい。
- ② AI政策対応においては、政府の「AI戦略会議・AI制度研究会」が指摘したように、「法令とガイドライン等の適切な組合せ」が基本的な考え方となっている。
 - (i) まず、ガイドラインなどの「非拘束的なソフトロー」が持つ政策手段としてのメリットとデメリットについてそれぞれ二つ挙げて説明しなさい。
 - (ii) また、参考情報5で具体的に例示される「ハルシネーション」などのAIがもたらすリスクに対して、なぜ複数の政策手段を組み合わせたアプローチが求められるのかを説明しなさい。

参考情報 1：個人の生成 AI サービス利用経験（国別）



（出典）総務省「令和 7 年版情報通信白書」より一部編集

参考情報 2：企業における生成 AI の活用方針策定状況（国別）



（出典）総務省「令和 7 年版情報通信白書」より一部編集

参考情報 3：日本の AI 政策の検討状況

日本の政府は、「AI 戦略 2022」や「人間中心の AI 社会原則」などを定め、AI に対する基本戦略・基本理念を示してきたが、AI 技術の急激な変化や国際的な議論を踏まえて、2023 年 5 月に有識者による「AI 戦略会議」を立ち上げ、その対応について集中的に議論を行ってきた。

その後、総務省及び経済産業省は、この「AI 戦略会議」で取りまとめられた「AI に関する暫定的な論点整理」（2023 年 5 月）を踏まえ、2024 年 4 月に「AI 事業者ガイドライン（第 1.0 版）」の策定・公表を行った。

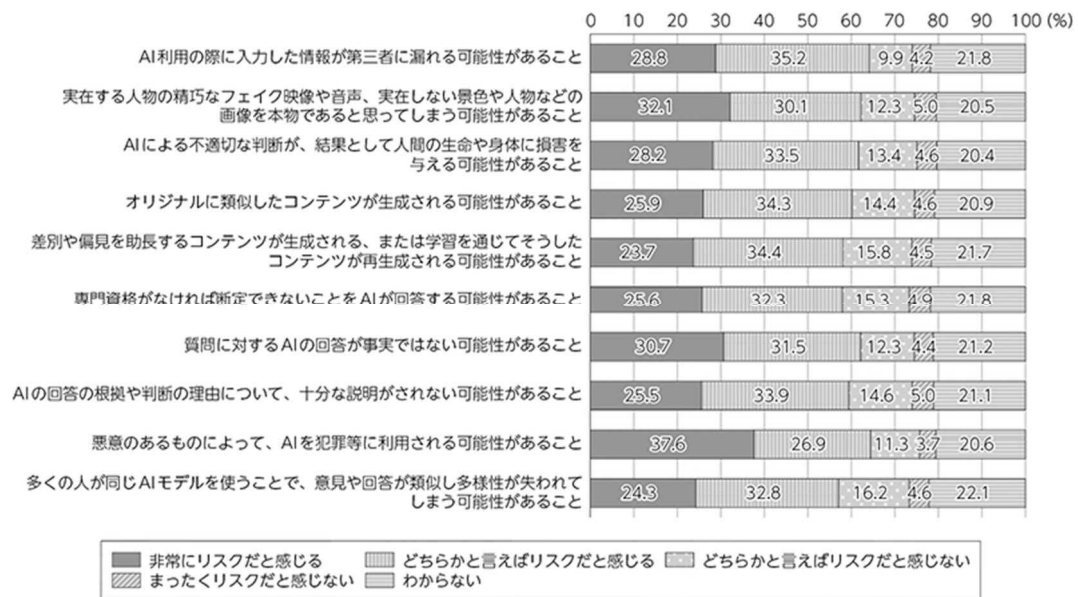
これに関して、同年 11 月には、時点更新（第 1.01 版）、2025 年 3 月には、国内外の最新動向を踏まえた更新（第 1.1 版）を行っている。ここでは、AI 事業活動を担う主体を、データ収集やモデル学習をする AI システムを開発する「AI 開発者」、開発された AI システムをアプリケーションや製品、既存システム、ビジネスプロセスに組み込みサービスとして提供する「AI 提供者」、AI システムや AI サービスを利用する企業などの「AI 利用者」の三つに大別し整理した上で、AI に関係する者が、国際的な動向及びステークホルダーの懸念を踏まえた AI のリスクを正しく認識し、必要となる対策を AI のライフサイクル全体で自主的に実行できるように後押しし、イノベーションの促進及びそのライフサイクルにわたるリスクの緩和を両立する枠組みを関係者と連携しながら積極的に共創していくことを目指すことが示された。

また、「AI 利活用における民事責任の在り方に関する研究会」においても、「AI やデータの高度利用によってサイバー空間のみならずフィジカル空間への作用が増大しつつある中、政府は、AI がもたらす社会的リスクの低減を図るとともに AI のイノベーション及び活用を促すべく、非拘束的なソフトローによって目的達成に導くゴールベースの考え方で「AI 事業者ガイドライン」を取りまとめた。他方、リスクが顕在化し事故が発生した際の民事責任の在り方については、《中略》裁判例や統一的な見解がなく、責任の所在が不明瞭であることがシステムの導入や開発を躊躇させる一因となっている」ことが問題意識として示され、利活用に伴うリスク対応が検討されている。

国内外の AI に関するルール整備が進む中で、2024 年 8 月には、「AI 戦略会議」の下で、「第 1 回 AI 制度研究会」が開催され、2025 年 2 月にはその「中間とりまとめ」が行われ、イノベーションを促進しつつリスクに対応するために、法令とガイドライン等の適切な組合せが基本的な考え方として示されている。これを踏まえた「人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律」（令和 7 年法律第 53 号、AI 法）が、2025 年 5 月に成立し、同年 9 月に「人工知能（AI）戦略本部」の設置に係る規定等も含め、全面施行された。また、これを踏まえて、2025 年 12 月 23 日、政府は初めての「AI 基本計画」を閣議決定した。

（出典）総務省「令和 7 年版情報通信白書」、経済産業省「AI 事業者ガイドライン」、「AI 利活用における民事責任の在り方に関する研究会の開催について」、内閣府ホームページ(令和 8 年 1 月時点)を基に作成

参考情報 4：AI 利用リスクに関する個人の考え方（日本）



（出典）総務省「令和 7 年版情報通信白書」より一部編集

参考情報 5：AI のもたらし得るリスクの例に関する整理

AIのもたらし得る リスクの例	具体事例・想定ケース	主要法令等
AIへの秘密情報の入力	外部のAIサービスに企業の秘密 情報を入力し情報が漏洩	不正競争防止法、民法（契約） ※ 2024年2月「秘密情報の保護ハンドブック」にお いてAI利用時の留意点を整理（経済産業省）
AIの開発・学習及び生成・ 利用の過程での他者の著 作権の侵害	特定の漫画・アニメのキャラクター 等のイラストに類似した画像を生 成する目的での学習や、そうしたイ ラストに類似する画像の生成・利 用	著作権法 ※ 2024年3月「AIと著作権に関する考え方につ いて」を公表し、解釈を明確化（文化庁）
AIの開発・利用の過程で の他者の産業財産権の侵 害	他者の登録商標を学習して、登 録商標と同一又は類似の商標を 作成し、その指定商品・役務と同 一又は類似の商品・役務について 使用	意匠法、商標法 ※ 2024年5月「AI時代の知的財産権検討会中間 とりまとめ」を公表し、法的ルールの考え方を整理 （AI時代の知的財産権検討会）
AIの開発・利用の過程で のプライバシー侵害・個人 情報保護違反	本人の同意なしに個人情報を含 むデータをAI学習に利用	憲法（プライバシー権、パブリシティ権）、個人情報 保護法 ※ 2024年6月「個人情報保護法 いわゆる3年ご との見直しに係る検討の中間整理」を公表し、AI 利用時の論点を整理（個人情報保護委員会）
AI搭載製品の誤作動	自動運転車が誤作動により生命・ 身体の安全に影響	道路運送車両法、薬機法、労働安全衛生法、民 法（不法行為等）、製造物責任法、自動車損害 賠償保障法、国家賠償法
ディープフェイク（AIで合成 した肖像・声等の悪用）	本人の同意なしに個人の画像をボ ルノその他の性的な画像に合成し 拡散する行為や、AIにより有名 人・知人になりすました音声通話 による詐欺	民法（人格権・不法行為）、刑法（脅迫罪、名誉 毀損罪、わいせつ物頒布等罪、詐欺罪、偽計業務 妨害罪等）、児童ポルノ禁止法、情報流通プラッ トフォーム対処法（権利侵害情報）
バイアス（差別・偏見）の 助長	不適切なAIによる採用や退職に 関する判断、人事評価の実施	ヘイトスピーチ解消法、労働関係法令、民法、個人 情報保護法、障害者差別解消法、部落差別解消 法
偽・誤情報による情報操 作	立候補者に関する偽情報をAIで 作成し、SNS等で拡散し選挙を 妨害	民法（人格権・不法行為）、刑法（名誉毀損 罪）、行政法規、公職選挙法、情報流通プラッ トフォーム対処法（権利侵害情報）
国民の権利利益の侵害	AIの誤った判断で個人が行政 サービスを受けられない等不利益 を被る可能性	憲法（適正手続）、行政手続法
ウィルスの作成等のサイ バー攻撃	生成AIを悪用しコンピュータウィ ルスを作成	刑法（不正指令電磁的記録に関する罪）、不正ア クセス禁止法
ハルシネーション（AIが虚 偽の情報を作成）	生成AIが虚偽の情報を作成し利 用者を誤解させる	民法（不法行為、契約）
環境負荷の増大	AI開発過程での電力需要等の増 大に伴うCO2排出量増大	地球温暖化対策の推進に関する法律
人間とAIの負の相互作用	AIとの対話にのめり込んだ人が人 生に悲観して自殺	自殺対策基本法
AGIが制御不能になる懸 念	人間がAGIを制御不能になり社 会混乱を引き起こす可能性	なし

（出典）AI 戦略会議・AI 制度研究会「中間とりまとめ」より一部編集

公共政策 B

我が国の漁業生産量は長期的な減少傾向にあり、水産物の安定供給を確保するためには、この減少傾向に歯止めをかける必要がある。漁業生産量の減少には、海洋環境の変化や外国漁船の操業活発化など様々な要因が関係しているものの、適切な管理によって資源水準を維持できていれば、防止又は緩和できたと考えられる側面も少なくない。

漁業資源管理について、参考情報 1、2、3 を参照しつつ、以下の設問(1)～(5)に答えなさい。

- (1) 再生可能資源である水産資源に関して、漁場について誰もが自由に利用できるオープン・アクセスの状態では過剰利用が発生し、資源水準は社会的に望ましい水準から乖離することが知られている。

参考情報 1 に示した模式図を参照し、社会的に見て望ましい資源水準とはどのようなものかを明確にした上で、「オープン・アクセスの状態では漁業資源の過剰利用が発生する」という主張をミクロ経済学的観点から説明しなさい。

- (2) 資源管理手法の法的・制度的な性質については、国や地方公共団体が法令等に基づいて実施する公的な規制（トップダウンアプローチ）と、漁業者自らが発案して実施する自主的な取組（ボトムアップアプローチ）に類別することができる。日本の内水面・沿岸漁業では、漁業協同組合（漁協）に漁業権を免許した上で、ボトムアップアプローチとして、漁業者自身がルールを決めて資源を管理するという方法が採られてきた。

参考情報 2 を踏まえ、トップダウンアプローチと比較した漁協主体の自主的管理が持つメリットについて、少なくとも二つを取り上げて経済学的観点から論じなさい。

- (3) 沖合・遠洋漁業における従来の漁獲管理は、投入量規制と技術的規制によるものが主体であった（参考情報 2）が、これらの規制はいずれも漁獲管理の入口規制にすぎず、必ずしも有効な規制ではなかった可能性が指摘されている。

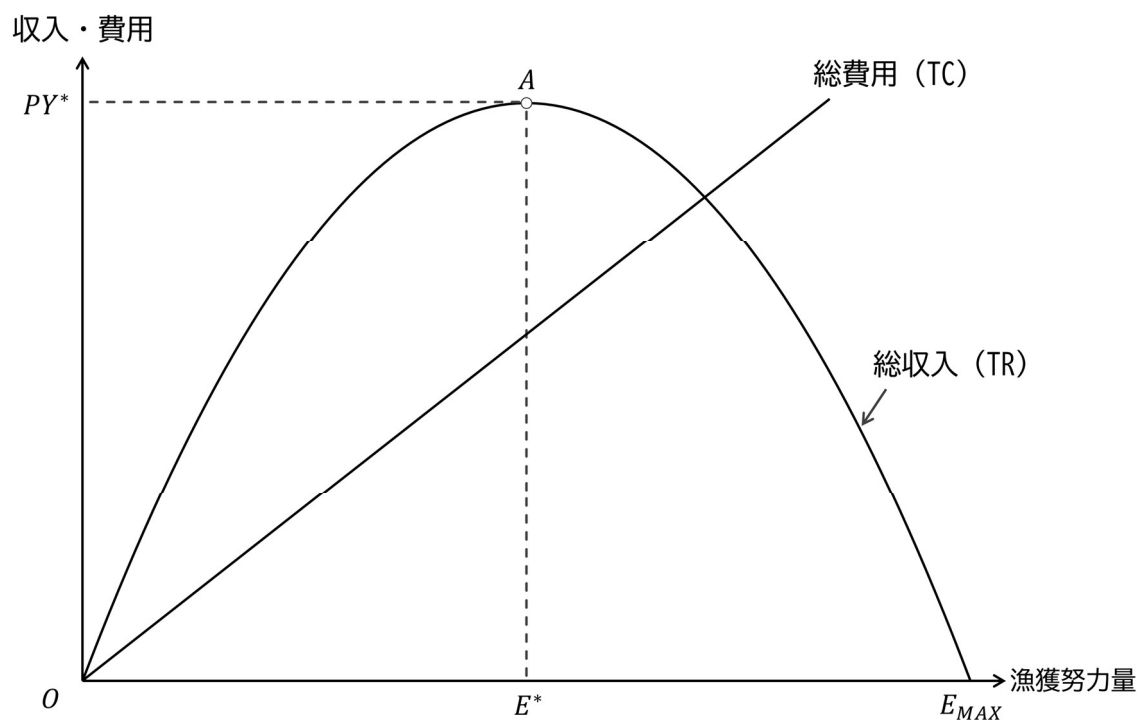
これらの規制が有効に働かなかった理由について、漁獲技術の進歩と漁業者の経済合理的行動という観点からそれぞれ説明しなさい。

- (4) 入口規制の限界を踏まえ、平成 30（2018）年には漁業法が抜本的に改正され、水産資源の保存及び管理を適切に行うことを国及び都道府県の責務とするとともに、資源管理の目標達成のための手法は漁獲可能量（TAC: Total Allowable Catch）管理を基本とすることとされた。参考情報 3 は、TAC 管理の手法をまとめたものである。

TAC 管理の意義を説明した上で、非個別割当方式の問題点を論じなさい。

- (5) 諸外国では、譲渡性個別割当（ITQ: Individual Transferable Quota）方式が導入されている。参考情報 3 を踏まえて、譲渡性個別割当方式のメリットと導入に向けた課題について論じなさい。

参考情報 1 漁獲努力量と漁獲収入・費用の関係

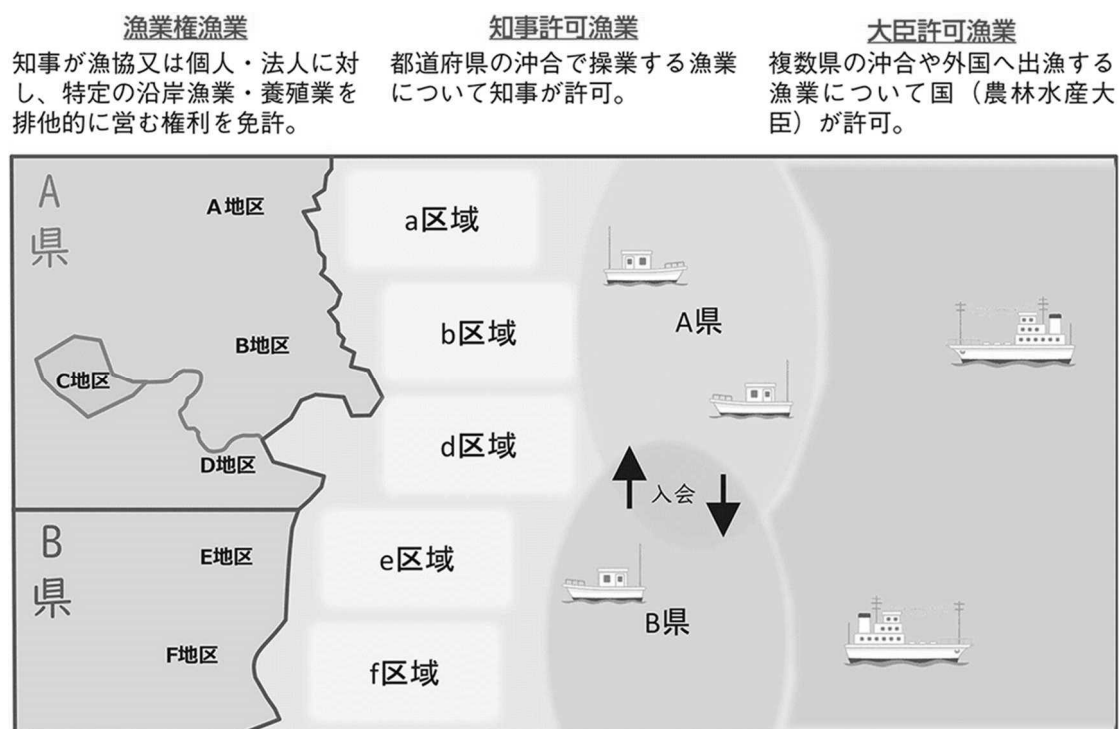


上の図は、特定の漁場における漁獲努力量（漁船の数、漁獲労働時間など）と漁獲収入（TR）及び漁獲費用（TC）の関係を模式的に示したものである。

漁獲費用は漁獲努力量に比例して増加し、原点を通る直線で示される。一方、魚の価格を P で一定としたとき、漁獲収入は価格と総漁獲量 Y の積で表せる。

図では、漁獲収入が上に凸の曲線となっている。これは、漁獲努力量が少ない場合には、追加的な漁獲努力（漁船数の増加等）によって総漁獲量が増加する一方、一定以上の漁獲努力水準では乱獲によって個体数が減少し、結果として総漁獲量が減少することによる。また、図の点 A で、総漁獲量が最大となっている。

参考情報 2 漁業権制度及び漁業許可制度の概念図



（出典）水産庁「令和6年度水産白書」（図表3－6）より一部改変

沿岸の定着性の高い資源を対象とした採貝・採藻等の漁業、一定の海面を占有して営まれる定置漁業や養殖業、内水面漁業等については、都道府県知事が漁協やその他の法人等に漁業権を免許する。他方、より漁船規模が大きく、広い海域を漁場とする沖合・遠洋漁業については、資源に与える影響が大きく、他の地域や他の漁業種類との調整が必要となる場合もあることから、農林水産大臣又は都道府県知事による許可制度が設けられている。この許可に際しては、漁船の隻数や規模、漁獲日数等を制限することによって漁獲圧力を調整する投入量規制（インプットコントロール）、さらには、漁船設備や漁具の仕様等を規制することによって漁獲圧力を調整等する技術的規制（テクニカルコントロール）などを定めることによって資源管理を行っている。

参考情報3 TAC管理の手法

区分	内容
非個別割当方式	漁獲可能量を個々の漁業者等に割り当てることなく各種規制の下で漁業者の漁獲を認め、漁獲量の合計が上限に達した時点で操業を停止させることによって漁獲可能量の管理を行うもの
個別割当（I Q）方式	漁獲可能量を漁業者又は漁船ごとに割り当て、割当量を超える漁獲を禁止することによって漁獲可能量の管理を行うもの
譲渡性個別割当（I T Q）方式	漁業者又は漁船ごとの割当量に譲渡性を付与し、当該割当量を他の漁業者に自由に譲渡又は貸付けができるようにしたもの

（出典）水産庁「漁業法等の一部を改正する等の法律案 参考資料」より作成